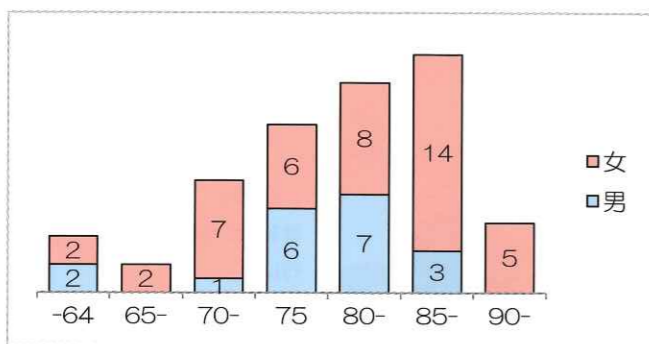
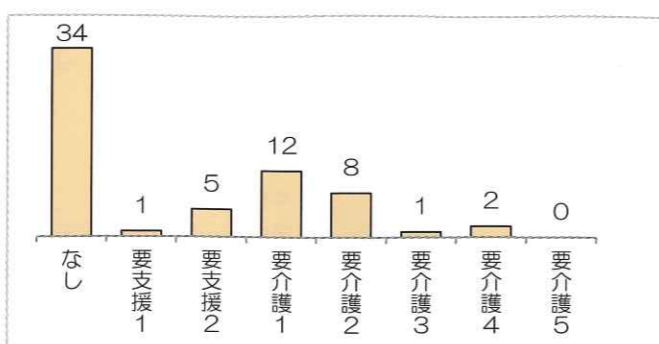


平成 27 年 1 月～12 月の鑑別診断実施状況

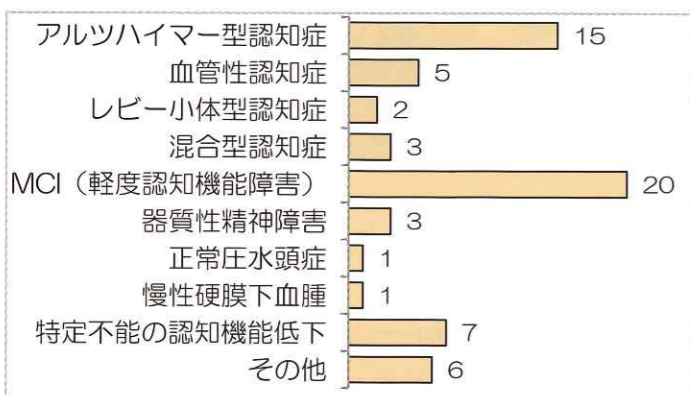
●年齢別鑑別診断受診者数



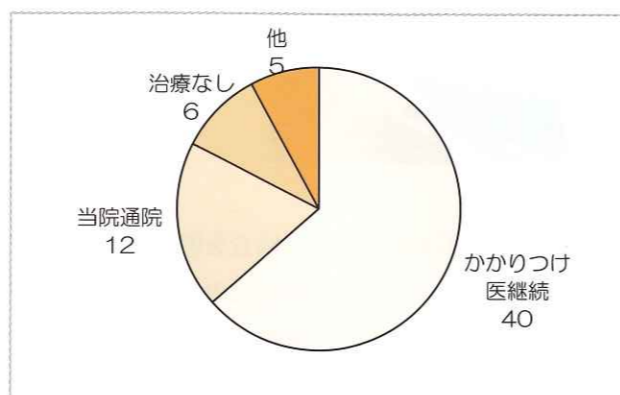
●鑑別診断受診時の介護度



●診断結果（主たる病名）



●受診後の治療方針



鑑別診断を受ける方は半数以上が要介護認定を受けていない段階で来院されています。ご自身やご家族が認知症を心配している方、主治医から勧められた方、ケアプランを検討する上で認知機能を詳しく調べて欲しいと希望されるケアマネジャーの方などからご相談を頂いています。

介護認定を受けており、既に介護サービスを受けているけれども、以前と様子が変わってきていると感じて鑑別診断を希望されるという方もいらっしゃいます。

認知症の詳しい検査を受けたいとご希望がございましたら、認知症疾患医療センターまでお気軽にお問い合わせください。

(本紙の内容は平成 28 年 7 月時点のものです)

医療法人愛命会 泉原病院 認知症疾患医療センター

〒745-0833 山口県周南市泉原町 10 番 1 号
開設時間：月曜～金曜（祝日等除く）8:30～16:45

相談専用電話：**0834-21-6817**

病院代表電話：0834-21-4511 代表 FAX：0834-21-4588

ホームページ：<http://www.izumihara.or.jp>



泉原病院 認知症疾患医療センター

～センター紹介と鑑別診断のご案内～

発行：医療法人愛命会泉原病院
認知症疾患医療センター
〒745-0833
山口県周南市泉原町 10 番 1 号
Tel：0834-21-6817（直通）
0834-21-4511（病院代表）
Fax：0834-21-4588（病院代表）
<http://www.izumihara.or.jp>

認知症疾患医療センターとは、認知症の方やそのご家族が、住み慣れた地域で安心して生活するための支援の一つとして、都道府県や政令指定都市が指定する専門医療機関です。

泉原病院は、平成 27 年 1 月に山口県より認知症疾患医療センターの指定を受け活動しています。

認知症疾患医療センターの機能

鑑別診断・治療

認知症の有無、状態を診断してお伝えします。必要な方には専門の治療を行います。



専門医療相談

認知症についてのご相談を承ります。必要に応じ他の関係機関と連携をとりながら対応します。



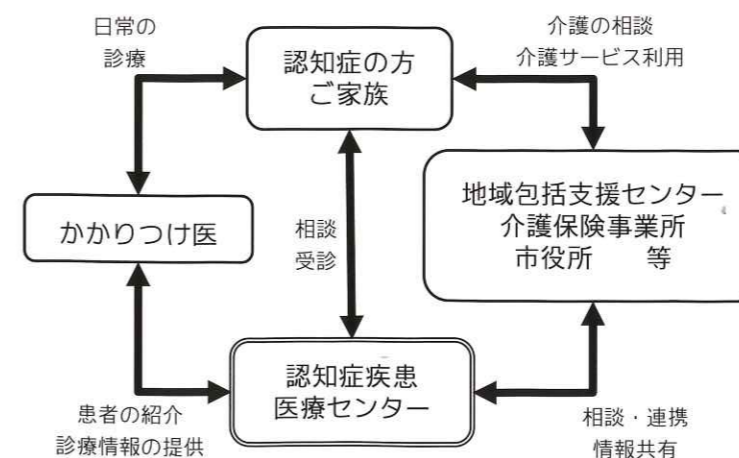
連携の推進

認知症にかかる地域連携の推進機関として、支援体制の構築を目指します。



人材の育成

研修等を通じて、認知症医療の充実と、地域における認知症対応力の向上を図ります。



認知症疾患医療センターでは、認知症一般のご相談や、「認知症かもしれない」というご本人やご家族、また「認知症の精査を受けて欲しい方がいる」というかかりつけ医の先生やケアマネジャー等支援者の方からの受診のご相談をお受けしています。

状況に応じて当院受診の調整や関係機関と連携しての対応を行います。

鑑別診断のご案内

泉原病院認知症疾患医療センターでは、認知症であるかどうか、また、認知症であればどのような状態であるのかを専門医が診断する「鑑別診断」を行っています。

鑑別診断の流れ

①予約 → ②検査 → ③結果のお知らせ

①予約

鑑別診断は月曜と水曜の午後に実施しており、予約制としています。(H28年7月現在)

事前にご本人、ご家族、支援者の方からお電話ください。概要を伺った後、日程を調整いたします。

認知症疾患医療センター 0834-21-6817

鑑別診断 検査日

	月	火	水	木	金
AM					
PM	○ 13:30~		○ 13:30~		

※鑑別診断は予約制としています。

◎ご来院に際してのお願い

- ・ご本人の生活歴や現在の生活状況をご存知の方のご同行をお願いいたします。
- ・以下のものをお持ち下さい。

- 保険証 おくすり手帳 眼鏡・補聴器等（日ごろ使用されている方）
- 診療情報提供書（かかりつけ医のある方）

※診療情報提供書をお持ちいただけない方でも鑑別診断は行っておりますが、医療面の情報があれば診断の参考となること、診断結果を当院からかかりつけ医の先生に提供し今後の治療に活用していただきたいと考えていることから、出来る限りの診療情報提供書のご持参をお願いしています。ご協力よろしくお願いいたします。

※当院ホームページから問診票がダウンロード出来ます。可能であれば事前にご記入の上お持ち下さい。
ホームページアドレス <http://www.izumihara.or.jp/gairai.html>

認知症や認知症疑いで当院受診希望の方で、「詳しい検査を受けたい」という目的ではなく、「夜間眠れるようになってほしい」「いろいろしているので落ち着いてほしい」など、治療をご希望の方もいらっしゃいます。治療をご希望の方は一般の新規の患者様として受診をしていただいています。当センターもしくは当院代表番号（0834-21-4511）にお問合わせ下さい。

②検査

ご来院されましたら、問診票の記入の後、ご本人様には各種検査を受けていただきます。ご同行のご家族、支援者の方には、ご本人の生活歴、現在の生活状況を伺います。

当院の鑑別診断では、以下の検査を行っています。



<心理検査>
認知機能障害の有無を判断するために、記憶力、計算力、図形の描画力等の検査を行います。



<心電図 血液検査 尿検査>
身体的な疾患についての確認を行います。



<頭部 CT>
脳の画像を撮影し、萎縮や血管障害などの状態を確認します。



<診察>
認知症専門医がご本人を診察し、ご様子を伺います。

検査当日は13:30から検査を開始し、検査終了はおおむね16:00頃となります。検査が終わりましたら、結果をお知らせする日を決め、検査日の日程は終了となります。

状況により、当院では実施できない検査(MRI、SPECT など)を追加で受けていただく必要がある場合があります。その場合には、追加検査について説明の上、ご了解いただければ他院と検査日程を調整いたします。

③結果のおしらせ

検査結果については、他院での検査がない場合おおむね2週間後にお伝えしています(他院での検査があった場合はさらに1~2週間先頃となります)。

診断名、検査結果、今後の治療方針のご提案は、「療養方針計画書」という文面にまとめ、医師が説明した上でお渡しします。個々の状況に応じ、かかりつけ医での経過観察や当院での治療、介護保険サービスの利用などをご提案いたします。

診療情報提供書をお持ちいただいた方には、ご紹介いただいた先生へ、結果の報告と療養方針計画書を送らせていただきます。

<鑑別診断の費用について>

鑑別診断は健康保険が使えます。お支払い額は、当院の通常の鑑別診断の検査内容であれば1割負担の方で4,000円程度、3割の方であれば12,000円程度となります。

他院で追加の検査を受けていただく場合には、その検査代を検査を受けた病院でお支払いいただくことになります。